

奇病患者に加算金

毎月七百
二十五円

厚生省が特別措置

自宅療養をしている水俣奇病患者のうち、生活保護法の適用を受けている人については滋養物摂取のため、結核患者などの加算金がつくことになった旨、このほど厚生省から県に通知があった。

奇病罹患世帯はほとんどが零細漁民で、生活保護法の適用や世帯更

生資金の貸付けを受けているが、在宅患者の滋養物補給については手が打たれず、このため水俣市福祉事務所では県を通じて厚生省に特別措置を要請していたもの。加算金は毎月七百二十五円で、対象者は十一人である。